

○令和5年6月30日からの大雨に係る被災家屋等撤去事業実施要綱

令和5年8月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活環境の保全上の支障を除去するため、特に必要とされる廃棄物の処理として市が被災者からの申請に基づき実施する令和5年6月30日からの大雨（以下「豪雨災害」という。）により被災した家屋等の撤去について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 被災家屋等 豪雨災害により被災した、市内に所在する、住宅、事業所及び倉庫等で、罹災証明書の認定対象となるものをいう。

(2) 全壊家屋等 罹災証明書の罹災程度が全壊である被災家屋等

(対象家屋等)

第3条 市が撤去する対象家屋等は、次に掲げるもののうち、生活環境の保全上の支障を除去するため、撤去が必要と市長が認めたもので、その全てを撤去するものとする。ただし、被災家屋等に付帯する基礎や擁壁、地下埋設設備等で、撤去に過大な経費が発生する場合や、所有者から要請があった場合等には、対象としないことがある。

対象家屋等	条件
個人所有家屋等	全壊家屋等のうち個人が所有するもの
事業者所有家屋等	全壊家屋等のうち中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（中小企業者並みの公益法人等を含む。）が所有するものに限る。
基礎	全壊家屋等と一体的に撤去するものに限る。
門扉及び塀	
擁壁	
地下埋設設備	
土砂混じりがれき	
その他市長が必要と認めるもの	上記以外で撤去が必要なもの

(申請)

第4条 前条に規定する被災家屋等の撤去を申請する被災家屋等所有者（以下「申請者」という。）は、公的身分証明書を提示の上、被災家屋等の撤去申請書（様式第1号又は様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 罹災証明書の写し

(2) 被災家屋等を登記している場合にあつては、被災家屋等の固定資産登記事項（土地・家屋）、登記していない場合にあつては、固定資産課税台帳記載事項証明書

(3) 被災家屋等配置図（様式第3号）

(4) 申請者の他に、被災家屋等の共有者や相続権者などの権利関係者がいる場合は、被災家屋等の撤去に係る同意書（様式第4号、様式第5号及び様式第6号）

- (5) 申請者が法人の場合は、法人登記事項証明書
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要とするもの
- 2 前項の規定による申請の受付期間は、この要綱の施行の日から令和6年2月1日までとする。ただし、受付期間経過後に申請されたものであっても、申請遅延の理由がやむを得ないものと市長が認めた場合に限り、申請を受理する。
- 3 第1項の規定による申請を被災家屋等の所有者以外の者が代理人申請するときは、代理人の公的身分証明書を提示の上、委任状（様式第7号）を添付しなければならない。
- （決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、市担当者と申請者が現地で被災家屋等の確認を行った上で、対象家屋等について撤去が必要であると認めたときは被災家屋等の撤去決定通知書（様式第8号）（以下「決定通知」という。）により、不相当と認めたときは被災家屋等の撤去却下通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

（撤去の実施）

第6条 市長は、前条の規定による撤去決定通知書を発出したときは、申請者、撤去請負業者、市担当者の3者立会いのもと、決定通知のとおり撤去するものとする。

（申請の取下）

第7条 申請者は、決定通知を受けた後、申請を取り下げようとするときは、被災家屋等の撤去取下に係る届出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（財物の取扱）

第8条 第7条に規定する被災家屋等の撤去の際、当該被災家屋等の内部及び周辺に所在する家財道具や金品等の財物については、原則、市が廃棄物として撤去を行うものとする。ただし、申請者の事前の申出等により、特別に事情があると認められる場合は、市が撤去の際の財物の回収に可能な限り配慮するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年8月28日から施行する。